

平成 1 2 年臨時第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 8 月 2 日

閉 会 平成 1 2 年 8 月 2 日

新 得 町 議 会

第 3 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

第 1 日 (1 2 . 8 . 2)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告	3
町長行政報告	3
日 程 第 3 議案第 5 4 号 特定農山村地域活性化推進基金条例の制定について	7
日 程 第 4 議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について	8
日 程 第 5 議案第 5 6 号 工事請負契約の締結について	9
日 程 第 6 議案第 5 7 号 平成 1 2 年度新得町一般会計補正予算	1 4
閉会の宣告	1 5

平成12年第3回新得町議会臨時会

平成12年8月2日(水曜日)午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	議案第54号	特定農山村地域活性化推進基金条例の制定について
4	議案第55号	工事請負契約の締結について
5	議案第56号	工事請負契約の締結について
6	議案第57号	平成12年度新得町一般会計補正予算

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

町長行政報告

議案第54号 特定農山村地域活性化推進基金条例の制定について

議案第55号 工事請負契約の締結について

議案第56号 工事請負契約の締結について

議案第57号 平成12年度新得町一般会計補正予算

○出席議員(17人)

1 番 川 見 久 雄 議員	2 番 藤 井 友 幸 議員
3 番 吉 川 幸 一 議員	4 番 千 葉 正 博 議員
5 番 宗 像 一 議員	6 番 松 本 諫 男 議員
7 番 菊 地 康 雄 議員	8 番 斎 藤 芳 幸 議員
9 番 廣 山 麗 子 議員	10 番 金 澤 学 議員

11番 石本 洋 議員
13番 松尾 為男 議員
16番 高橋 欽造 議員
18番 湯浅 亮 議員

12番 古川 盛 議員
15番 黒澤 誠 議員
17番 武田 武孝 議員

○欠席議員（1人）

14番 渡邊 雅文 議員

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤 敏雄
教育委員会委員長		高久 教雄
監査委員		吉岡 正

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木 政輝
収入	役	清水 輝男
総務課	長	畑中 栄和
建設課	長	村中 隆雄
農林課	長	斉藤 正明
水道課	長	常松 敏昭
庶務係	長	武田 芳秋
財政係	長	佐藤 博行

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部 靖博			
学	校	教	育	課	長	加藤 健治
社	会	教	育	課	長	高橋 末治

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐々木 裕二
書			記	桑野 恒雄

開 会 の 宣 告

湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員は、14番、渡邊雅文議員であります。

ただいまから、本日をもって招集されました平成12年臨時第3回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開 議 の 宣 告

湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、6番、松本議員、7番、菊地議員を指名いたします。

日程第2 会 期 の 決 定

湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸 般 の 報 告

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行 政 報 告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

斉藤敏雄町長 6月9日、定例第2回町議会以後の行政報告を行います。

6月15日には、新得中学校コンピューター更新事業、以下4件の工事入札を執行い

たしまして、それぞれ落札をいたしております。

2ページにまいりまして、6月22日には懸案事項の要請ということで、本町が抱える各種課題につきまして、それぞれ関係機関への要請を議長とともに行ったところであります。

6月23日には、第2次さわやか団地造成工事その1、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をしております。

6月の27日にまいりまして、リゾート対策庁内会議ということでありまして、これは西洋環境開発株式会社が、特別精算の方向にあるとのマスコミ報道がなされまして、それに伴う情報収集並びにその対策検討のために、庁内にこの会議を設置したところがあります。

4ページにまいりまして、6月29日には屈足地区地下水上昇に関する現地調査ということですが、これは屈足ダムが完成した以後、屈足下段地区の農地の地下水位が上昇しているという現象が見られるために、関係をいたします電源開発株式会社、開発建設部、地権者並びに町内の関係機関によりまして現地調査を実施し、今後の対策を検討していくことといたしております。

同じ6月29日ではありますが、清水赤十字病院人工透析整備にかかる支援要請のために、清水の若原町長が来庁をいたしております。これは清水・新得両町の人工透析を受けている患者団体が、日赤に対しまして是非、近間で人工透析を実施してほしいという要請をいたしたようであります。

それを受けて、日赤側としてもその体制をとりたいということで、清水町並びに本町に対しまして、その要請をいただいております。

その結果、それを実施するためには総額で約1億4,000万円かかるわけですが、そのうち1億円については、地元清水町が日赤に対して1億円の補助金を出すと、新得町に対しても是非応分のご支援をとという要請を受けてありまして、私ども町の立場として、やはり最も近い公立病院でありますので、本町といたしましては補助金で1,000万円。貸付金で2,000万円を用意しようというふうなことで、この後の9月の定例議会に提案をさせていただきたいと考えております。条件といたしましては、無利子で10年というふうに考えているところであります。

なお、残金の1,000万円につきましては、日赤側が負担をすとお伺いをいたしております。

7月1日には、国民体育大会北海道カヌーのスラロームの予選会が十勝川で開催をされました。本町におきましては、国体の予選というのは初めてでありまして、道内の強豪選手が集まって大会が行われたところでもあります。

今後この事業は将来に向かって継続されていく見通しであります。

7月3日には、道の出先機関の統廃合の案が提示されたところでありまして、1つ目は保健所の問題であります。おかげさまで、保健所の新得支所につきましては存続が決定をされております。内容的には十勝管内で1か所を含めて7か所が廃止ということですが、おかげさまで今日までの運動が功を奏したかと考えております。

2つ目には林業指導事務所の問題であります。これは、突然出てきた合理化案ではありますが、これも指導所あるいは林務署を廃止をして統廃合をするということでありまして、現在の案では十勝管内では5か所が廃止という案となっております。

これがこのまま実施されますと、十勝の西部地区及び南部地区と合わせて十勝川水系

の市町村ではですね、林業指導事務所等がすべてなくなるわけでありまして。したがって、私どもといたしましては、そうした地域の不便解消のための解消策をですね、今の道のほうに求めているところであります。

また、農業改良普及センターにつきましても、現在4つあるセンターを2つといたしまして、残りを支所に格下げをしていくという提案であります。

これにつきましては網走なり、あるいは上川というほかの管内と比較して、センター数が2か所に圧縮をされるわけでありまして、そちらとの比較感からいっても、十勝の合理化があまりにもひどすぎるのではないかとということが課題となっております、今後いろいろなかたちで要請活動が行われていくと考えております。

次に6ページにまいりまして、7月5日にサホロリゾートの松本社長が来庁をいたしました。これは、西洋環境開発株式会社が特別清算の方向で作業が進んでいると、したがって、そのあかつきにはサホロリゾートが大きな課題になりますので、その引受先を模索していると。

しかし、現時点では相手方が見つかっていないと。町としても、そうした相手方の紹介も含めて、協力をしてほしいという要請を受けております。この後も、一連の西洋環境側との話し合いがあるわけでありまして、私ども一貫してですね、それは西洋環境の責任において、相手方の受け皿づくりをですね、やってもらいたいということで、今日まで推移をしてきているところであります。

7月6日には、関西陸連の実業団チームが入りまして、その交流会を実施をいたしました。大塚製薬をはじめといたしまして、7チーム47名の選手が入りまして、6日間滞在をして合宿をいたしました。

また、7月28日にはヤクルトチームが入って現在合宿中でありまして。この後、専修大学、関西電力、営団地下鉄という実業団チームが次々と入ってまいりまして、今年の見通しといたしましては全部で11チーム、本町において780泊あまりの滞在で、この合宿が執り行われることになっております。

また7月11日には、林道ヌプントムラウシ線の早期復旧要請ということでありまして。これは6月4日の大雨によりまして、ヌプントムラウシの林道が約50メートルにわたって土砂崩壊をいたしました。その後、国有林側ではいっこうにその復旧をいたしませんので、私どもといたしましては再三にわたり要請中でありまして、現在もなおまだ復旧にいたっておりませんので、これからはいろいろなかたちで、その要請活動を進めていきたいと考えております。

7月12日には、庁内の広域行政事務研究会のプロジェクトをスタートをさせました。これは、まさに地方分権時代に入りまして、また、市町村合併という課題も抱えております。そうした時代を迎えて、将来的な町村の広域行政の在り方というものを、庁内に研究していきたいと考えております。

7月13日には、十勝スカイスポーツ協会の設立式と安全祈願祭が行われました。これは農道空港の多目的活用ということで、ウルトラライトプレーンといいたししょうか、小型飛行機によるスカイスポーツの普及と、ここでそのライセンスも取れるスクールを開設するというところで、この日スタートしたところであります。

同じ7月13日でありまして、法務局清水出張所廃止提示説明のために、釧路地方法務局長が来庁をいたしております。これは十勝管内に今5つの出張所があるわけでありまして、これをすべて廃止をして帯広支局に統合をすると、平成13年11月を目途に

して進めていきたいという話であります。

これは非常に住民や、あるいは行政の立場においても大きな影響を及ぼすわけでありまして、そうした面出張所の廃止については、反対の意思を表明いたしておりますと同時に、そうした不便解消をどう図るのかということも、申し入れをいたしているところでもあります。

7月14日には、町道屈足旭町通の道路改良工事、以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

7月19日には、TACクラブハウスオープンセレモニーが行われました。これは、株式会社十勝アドベンチャークラブがアウトドアスポーツの拠点施設を、レイク・インのパークゴルフ場に隣接して施設が完成をして、そのオープン式でありまして、今後本町ではいろいろな面でのアウトドアスポーツ、特にウォータースポーツが栄えていくもののご期待を申し上げます。

7月21日には、屈足さわやか団地の第2次分譲の受け付けが終了いたしました。分譲地の造成区画27区画に対しまして49件の申し込みがありました。この後、競合する区画につきましては抽選を実施して、最終的に決定をしていきたいと思っております。町内では10人、十勝管内では21人、道内では14人、道外から4人ということで、おかげさまで第2次分譲につきましても、ほぼ完売の見通しがついていくのではないかと予想をいたしております。

また、申し込みの締め切り以後におきましても、4件ほどの申し込みとまいましようか、照会がきている状況にあります。町外の希望者は約80パーセントとなっております。

7月25日には、西洋環境開発の石崎常務が来庁をいたしました。これは西洋環境本体の常務でありまして、正式にですね西洋環境開発株式会社が特別清算に入った旨の報告がありました。併せて今後のサホロリゾートの取り扱いについて、町としても協力をしてほしいという申し入れがありました。

7月26日には、原水調整池建設工事、以下3件の工事入札が行われまして、それぞれ落札をいたしております。

7月27日には、五ヶ瀬町訪問の少年少女使節団の結団式を行いました。本町の小中学生15名を、6月30日から5日間の日程で五ヶ瀬町に派遣をいたしております。

7月28日には、西洋環境開発株会社の森村室長、以下関係者が来庁いたしました。西洋環境の清算人と来庁いたしまして、いろいろ努力したが引き受け候補が現段階ではないと、したがって、町の主導で事業継続への話を進めていきたいという申し入れがまっております。

私どもは、こうした一連の情勢を受けまして、現在まで町のほうでもサホロプロジェクトの運営継続のため、何案かの選択手法についてシミュレーションをしながら、検討いたしているところでもあります。本件につきましては一定の時間的制約もありますが、たいへん大きな問題でもあり、今後、議会側のご協力もいただきながら、精力的に検討を重ね、町としての一定の方向づけをしていかなければならないと考えているところでもあります。

また、同じ7月28日ではありますが、今年から初めて取り組んだ事業でありますけれども、町内の廃屋解体撤去の事業のですね、第1回目の審査委員会を行いました。この日現在で5件の申請がありまして、審査の結果すべて認定をいたしました。この後も順

次希望者の受け付けをしていきたいと考えております。

また7月30日には、北大と北海学園の共同の夏期ゼミナールがレイク・インで開催をされました。このゼミナールは新得町をテーマといたしまして、まちづくりに対するいろいろな学生としての見方を提言するというかたちで行われまして、そうした提言が後ほどまとめて、本町に提出されることになっております。

また7月末現在の工事の発注状況であります。件数といたしましては96件で、発注金額総額では12億2,000円あまりと。発注率につきましては79.8パーセントということで、約8割の発注を行っております。以上であります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

日程第3 議案第54号 特定農山村地域活性化推進基金条例の制定について
湯浅亮議長 日程第3、議案第54号、特定農山村地域活性化推進基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。齊藤農林課長。

[齊藤正明農林課長 登壇]

齊藤正明農林課長 議案第54号、特定農山村地域活性化推進基金条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、次ページをお開きください。下段のほうに提案理由が記載しておりますけれども、国・道の補助金を受け、農業の担い手育成や地域間交流を促進し、農業の活性化を図り活力ある町づくりを推進するため、本条例を制定しようとするものであります。

もとに戻っていただきまして、特定農山村地域活性化推進基金条例、第1条は目的。

それから第2条は基金の額でございますけれども、基金の額は900万円とする。負担区分といたしまして、国費補助が300万円、道費補助が300万円、町費が300万円でございます。

第3条が管理。

それから第4条が基金の対象事業でございます。次のページをお開きください。

基金の対象事業といたしまして、(1)高収益、高付加価値型農業の展開事業でございます。例としまして、農村女性グループ商品開発の支援でございます。

それから、(2)担い手育成事業、これは本町のレディースファームスクールの運営資金として活用するものでございます。

それから、(3)地域間交流の促進事業、これはレディースファームスクール及び町の自然農村生活を紹介するPRパンフレットの作成でございます。

第5条、事業の実施期間でございますが、平成14年までといたします。

第6条、運用益金の処理。

それから、第7条、委任。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。この条例は平成15年3月31日限り、その効力を失う。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[齊藤正明農林課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 これ基金の額900万円、それぞれ担当、道・国・町とありましたけれども、今900万円で利息せいぜい付いても1万8千円くらいかな。

それと15年の3月31日限りってこうなりますと、15年でこの基金はなくなるのか、全部使い果たす予定なのか。

また、利率のことを考えたら1年にどのくらい、この900万円を切り崩していかれるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思う。

湯浅亮議長 斉藤農林課長。

斉藤正明農林課長 期間を3年間の期間でございませけれども、いちおう900万円を均等で使う予定でございまして、ただ、3番目の地域間交流の促進事業、パンフレット作成につきましては1年限りと。あと高収益の、それから担い手育成事業につきましては、それぞれ3年間均等に使っていきたいと思っております。

それから、利率がほとんど零点何パーセント世界でございまして、そういうことを考えますと1年間ということもございませけれども、レディースファーム運営のことにつきまして、かなり町費も多うございまして、この基金につきましては、8割方レディースファームの運営資金として活用していきたいと、こう考えております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第54号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第55号 工事請負契約の締結について

湯浅亮議長 日程第4、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第55号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

- 1、契約の目的、町公民館暖房設備改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札でございます。
- 3、契約の金額、9,135万円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、池田・森・開建特定建設工事共同企業体、代表者帯広市西14条南15丁目7番地、池田暖房工業株式会社帯広営業所、所長、古本文彦。なお工期につきましては、平成12年10月24日といたしております。

次のページに資料1改修工事の内容、資料2・3は1階2階の平面図、改修図を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第56号 工事請負契約の締結について

湯浅亮議長 日程第5、議案第56号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

畑中栄和総務課長 議案第56号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的、原水調整池建設工事。

2、契約の方法、指名競争入札でございますが、不落札のため随意契約となっております。

3、契約の金額、1億4,070万円でございます。

4、契約の相手方といたしまして、植村・開建・石勝特定建設工事共同企業体、代表者、上川郡新得町1条北1丁目2番地、植村土建株式会社、取締役社長、植村高志。

なお工期につきましては、平成13年1月31日といたしてございます。

次のページに資料1・2は配置平面図、資料3は水位高低図、資料4以降は着水井・沈殿池・ろ過池の平面図・断面図を添付してございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 この原水調整池の建設工事で新得町の水の確保も、少しは容易になるかなと喜んでいるものでございますけれども、今課長が言われたように、この金額は不落随契。これは前はですね、言葉ではなくてここに不落なら不落って、この辺に書かされていたんですね、表に。

町長の行政報告の中では、不落は不落って明記されておりますけれども、これはなぜ今、書かなくなったのか。

それから、この契約の相手方、植村・開建・石勝と、共同企業体でございますけれども、契約の相手方、私もこの書類を見て、どこの会社とどこの会社が共同で企業体をは

ったかっていうのは分かっている。

ただ私が言いたいのは、植村と石勝さんここは同じ会社ではないかなと、ちょっと言葉が別々に会社組織しているわけですから、私の言い方はきついかもしれないけれども、こういう組み合わせは、私は間違えているのではないかなと思うんですけども、意見を聞きたいと思います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

1点目の不落の表示の関係でございますが、従来不落と明記しておりましたが、口頭説明でいいのかなと言うことで、今回から書いておりません。

それから契約の相手方の植村土建と石勝の関係でございますが、今回の指名につきましては、水道施設工事の業者2社と、それから水道設備工事の業者6社の8社で、いずれも町内業者であります。その組み合わせでジョイントを組んでおります。

植村は水道施設工事の業者でありまして、石勝は水道設備工事の業者ということで、それぞれ指名業者でございますので、会社も別組織というふうになっておりますので、町としては特に問題というか、ないのではないかとこのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 今のように聞けばですね、問題がないといえば問題がないのか、私みたいに問題があるって言ったら問題があるのか、どちらかわかりませんが、これは植村さん開建さん古川さんここは本体工事、それから石勝さんの場合は管ではなくて、業者だと言ったら8社もいたら、違う業者と組めれたのではないかなってというのが、私のすなおな意見でございます。

なにも町がですね、私は植村さんと石勝さんだから、組み合わせがまずいんではないかって言ってるだけの話で、町内業者の育成考えたら、ほかの業者さんでも私はよかったんでなかったのかなって思っているんです。

まずくはないと言ったらまずくはない。だから、私は行政がまずくないと言ったらまずくはないのかなと。でもこういう組み合わせは、今後やめていただきたい。これは、あくまでもね兄弟会社っていうふうな認識を、やっぱり町民の人は持つと思う。役場でも組み合わせには配慮をしていただきたいなと、そのように思っていますけれどもいかがなものですか。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

さきほども申し上げましたように、8社の業者で組み合わせにつきましては、業者が自主的に組み合わせをしてくるものですから、町としてはその組み合わせにつきましては関与をしておりませんので、ご理解をいただきたいなと思います。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 あんまりしつこくやってもいかがなものか。

関与してないのもわかる。でもこういう組み合わせはね、いかがなものかっていうのもね、私は指導的なものがあるのではないのかなと。

これはやっぱりね、石勝さんっていうのはね、みんな見てたら植村さんの経営陣が行ってるんだから、やっぱりこういう組み合わせになったときは、指導していただきたいなと思ってるんです。違う業者と組み合わせにならないかと。ほかにも業者たくさんあ

るんだから新得町には。そこら辺また同じ答弁になるから、答弁はいらぬわ。

湯浅亮議長 鈴木助役。

鈴木政輝助役 お答えをしたいと思います。

共同企業体の申請については、それぞれランクごとにAクラスが何社、例えばBクラスが何社という中で、企業体を組んで申請をなささいという指示はします。ただ企業の個々の会社を指名をして、こことこことを組めということについては、これは不可能です。

今、言われております2社については、兄弟会社ではないかというご指摘でございますが、もしそれが事実だとしても、会社をきちっと登記をしている以上は、これを変えて別な企業体に合わせるということは、結果として町が指示をしたこととなりますので、これは今後もしてはならないことだと思いますので、気持ちについては十分理解はできますけれども、入札行為については厳正に取り扱っていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 ちょっとお尋ねをします。

この共同企業体を組む意味はいったいなんなのか、それをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 一般的に共同企業体につきましては、大規模工事といひますか、大規模事業につきましては共同企業体を組むという方針でやっております。その大規模事業の判断基準なんですけど、おおむね1億円以上ということで実施いたしております。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 それでは、共同企業体というのはただ金額が多いからAクラス、そしてBCというかたちを組むというだけのことなんですか。あとなんの意味もないの。

私がちょっと耳にしたことはですね、共同企業体というのはあくまでも、やはりAクラスの人が、BCのかたがたとの共同企業体を組むことによって、技術的な向上と同時に、その工事に対する責任をきちんと持つというのが、いちばんの目的だと聞いていたんですけど、その金額的なことだけではちょっと、総務課長認識不足ではないのかな。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

あくまでも判断基準をおおむね1億円ということにしているわけでありまして、共同企業体を組む意味につきましては、大規模事業でありますので、Aクラスしか参加できないということもありますし、金額的からいくとですね、大きい事業はAクラスしか参加できないということもありますし、また、地元企業の全体的な育成という観点もありますし、今、高橋議員がおっしゃられたような、技術的なものの向上という点もありますので、その辺含めて、おおむね1億円以上で企業体を組んでいるということですので、ご理解いただきたいなと思ひます。

湯浅亮議長 16番、高橋議員。

高橋欽造議員 そこでですね、今、吉川議員が質問していた、兄弟会社とのジョイントとこういうことに、僕はちょっと問題があると私も思っているんです。

というのは、なにもこの企業体を組まなければ、技術的な指導だとかそういうのはできないわけでありませぬし、特にそんなこと私から言うまでもないけれども、そういう

内容というのをはっきりしていることですからなんですが、そういう企業体を組んできたときに、いわゆる発注者側としてすべてOKと、こういうことになるんですか。それとも、いやいやこの企業体はちょっとまずいんじゃないでしょうかということと言えるのかどうか。最終的にそのことをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

今回の組み合わせにつきましては、さきほど助役も答弁いたしましたが、あくまでも業者8社で、組み合わせを自主的にしてくださいということで通知を出しておりますので、その結果だめですよということは、町としては言えないのかなというふうに思っております。

湯浅亮議長 5番、宗像議員。

宗像一議員 この今日のこの議題とは全然違うんですけれども、入札に当たってですね、いろいろと予定価格をお調べになり、そしてやられると思うんですけれども、非常に予定価格も地元の業者等にもいろいろ聞きながらやっておられると思うんですけれども、それらが設計価格とあまりにも差がありすぎて、こういう骨材関係はやっぱり私どもも地元の公共施設ですから、地元の業者を使ってやるようにというかたちは、当然町のほうも考えられやっておられると思うんですけれども、そういった関係でこういう主に、こういう骨材関係やなんかは、今帯広とこちらのほうとの随分値段の格差があるそうですね。

そういった関係で、設計価格が非常に予定価格が安くなると、おのずから安いところから仕入れて、やらなければならないことになってくるんでないだろうか。そしたら、地元でそういう業者がありながら、果たしてそれでいいんだろうかという疑問点が一つと。

それからよく聞かされていたのは、工事の中でいろいろ資材の指定をされて、工事を今まで発注というか、入札の中に入れていたという話、聞いていたんですが、今もそういったかたちはあるんでしょうか。その点ちょっとお尋ねをしたい。

湯浅亮議長 村中建設課長。

村中隆雄建設課長 お答えいたします。

骨材関係の帯広と新得地方との差があるということで、例えば生コンですとか砂利というのは、帯広の区域とそれから新得ですとか、鹿追・清水の区域ときちっと単価が決まっていますので、そちらのほうの単価を使って私どもは設定させていただきます。

それと資材の指定でございますけれども、設計資材の指定でございますけれども、これにつきましては、特殊なものにつきましては、やはり指定しなければならないでしょうし、一般的なものにつきましては同等品以上ということで設計させていただきます。

湯浅亮議長 13番、松尾議員。

松尾為男議員 2、3点お伺いしたいと思います。

さきほど、吉川委員長のほうからですね出てました業者の選定ですか、これについてはむしろ僕は、この組み合わせのほうの方が良かったんじゃないかと思えます。

中身は知ってます。石勝の社長が植村の総務部長ということですから、逆に今回はですね、植村・開建・石勝企業体。古川・水戸部・北越企業体。これがですね、逆に石勝が植村の競争相手になったとしたら、同じ会社の中で競争するという話になりかねないんで、良かったんじゃないかなと。あんまり、深く考えてないんですけれども、そう思い

ます。

本題はですね、お聞きしたいんですが今回、原水調整池建設に当たってですね、一時的に今日みたいなときにですよ、昨年もあったんですけども、一時的に水がですね調整池を含めて急激に減るといふ現象が起きると思います。

平成8年に9号川の取水口ですね、スクリーンがバースクリーンに取り替えておりますけれども、その効果とですね、今回の原水調整池ですね、減水したときの復元的な時間について、どのように計算されておりますか。

もう1点は、これだけのですね工事費を使いながら設置いたします。町民にとってはですね、この工事についてはですね、やっぱりプラスになるというのが本来の目的だろうと思います。

したがって、水道料金ですねこれからの見通し、据え置きも含めてですね見通しについてお伺いしたいと思います。

湯浅亮議長 常松水道課長。

常松敏昭水道課長 お答えいたします。

今回の事業につきましては、沈殿池それからろ過池を設置するわけでございますけれども、沈殿池の目的は原水が濁った場合、この沈殿池でごみを一度落として、それからろ過池に持っていくという施設でございます。

これが現在ございませんので、濁った水をそのままろ過池に持っていきましてろ過してございますけれども、目詰まりが激しくてろ過の回数がかなり増えて、その間、1池なり2池、水を抜いて掃除をするわけですけども、その間の減水に対応をするという施設でございます。

それから、原水の取水口の改修でございますけれども、この施設につきましてはごみがあんまり溜まらないという施設でございますけれども、取水量その他には変更ございませんし、量的には全く変わるわけではございません。

それと、沈殿池で約600トン程度取水できますので、今日のような暑い日のときは、恐らく取水量以上に水が今日も出てますけれども、その部分でカバーできる等も考えてございます。

それと今、ろ過池につきましては新得地区3基、屈足地区3基、新設3基で9基となるわけでございますけれども、これをフルに活動しますと、2,500トンぐらいの処理能力を持つ設計となっております。

それと水道料金の関係でございますけれども、現在の料金で今、維持してございますけれども、あと今後、営農用水事業を大幅にやる計画をもってございますので、その時点、およそ平成17年か18年ごろというふうに考えてございます。

それと今回この施設を造ってございますけれども、今この施設については計装装置とございますか、いろいろな流入量・排出量の計器が今回の契約の中には入ってございません。この計器につきましては、9月の定例で補正させていただきたいと考えてございます。

これによりまして、今現在ついてます計器はすべてグラフ式でございますので、かなり精度が悪いものですから、デジタル式に変更して監視していきたいという考え方をもってございます。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第57号 平成12年度新得町一般会計補正予算

湯浅亮議長 日程第6、議案第57号、平成12年度新得町一般会計補正予算を議題
といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

鈴木政輝助役 議案第57号、平成12年度新得町一般会計補正予算、第3号について
ご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,634万3千円を追加し、予算
の総額を79億5,941万1千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。6款、農林水産業費では、特定農山村総合支援事
業が補助採択されましたので、高収益高付加価値型農業展開事業の一つとして、農村女
性グループ商品開発等支援事業に対しての補助金を新たに計上したほか、さきほどご審
議いただきました基金及び利子の積立金を計上しております。

8款、土木費では3条南2丁目、旧保健所跡地の宅地分譲に伴い3条仲通の整備が必要
となったため、新たに簡易舗装工事請負費を計上しております。

6ページに移りまして、10款、教育費では、道より小学生英会話学習活動促進モデル
事業の指定を受けましたので、関連する事務費を計上しております。

なお、財源は全額、道委託金を見込んでおります

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

13款、道支出金及び14款、財産収入では、歳出で説明いたしました事業の財源と
して、それぞれ補正をしております。

16款、繰入金では今回の補正の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額してい
るほか、特定農山村地域活性化推進基金繰入金を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。4番、千葉議員。

千葉正博議員 農村女性グループ商品開発支援事業、具体的にどのような開発事業を
進めていこうとしているのか、参考までにお聞きします。

湯浅亮議長 斉藤農林課長。

斉藤正明農林課長 今現在、農村女性で2つのグループがございます。屈足地区とそ
れから佐幌地区のですね、それぞれ、みそやソーセージあるいはアイスクリームを作っ

ておりまして、その現況の商品に更にいろいろプラスしたですね、ハスカップをいろいろ加工したり、そういうものを付け加えたり、例えば行者ニンニクだとか、そういうやつに商品開発に材料費として支援していきたいと思っております。

またですね、市街地の女性の活動の中でも、特に本町の農産物を使った顕著な商品開発があれば、それにも助成していきたいなと考えております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

湯浅亮議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、これで平成12年臨時第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員